

# 可児市地域支え愛ポイント制度の流れ



## ポイント付与機関とは

- 可児市から指定を受け、「ポイント手帳を持って活動するボランティア」に対してポイントシールを渡すことができる機関です。

## ① まずは「指定申請」をしてください（窓口：市社会福祉協議会）

- 「可児市地域支え愛ポイント制度ポイント付与機関指定申請書」を提出してください。
- 申請窓口は市社会福祉協議会（可児市福祉センター内）です。

## ② 「指定通知書」「ポイントシール」等を受け取る

- 後日、「可児市地域支え愛ポイント制度ポイント付与機関指定通知書」をお届けします。
- 「ポイントシール」及び「ポイントシール発行記録票」を通知書と一緒に渡します。

## ③ ボランティア活動者に、ポイントシールを渡す（付与方法）

- 対象となるボランティア活動は、「ポイント付与機関」が主体となって行なう事業に対する活動となります。
- 地域支え愛ボランティア活動1回につき、1ポイント（シール1枚）を付与します。ただし、2時間以上の活動の場合は、2ポイント（シール2枚）を付与します。  
※平成27年度からは、1時間未満の活動であっても、1ポイントを付与します。

**例** 2時間未満の活動⇒1ポイント、2時間以上の活動⇒2ポイント

- 1日に付与されるポイントは、1つの付与機関での活動につき、2ポイントを上限とします。ただし、1日のうちに複数のポイント付与機関で活動された場合は、それぞれの付与機関から、上限2ポイントまでを付与してもらうことができます。

**例** 〇月〇日 「A付与機関」で30分活動（1ポイント）  
+ 「B付与機関」で2時間30分活動（2ポイント）  
= 1日にもらえるポイントは「3ポイント」

- 1年間に100ポイントまで貯めることができます



↓

#### ④ ボランティア活動者に、ポイントシールを渡す。(付与対象者)

- ボランティアとしてポイント付与ができる方は、準備・運営など、ボランティア活動を主の参加目的としている方です。

##### 【対象とならない活動】

- ・ボランティア活動が主の目的ではなく行事等に参加する人（一般参加者）
- ・有償の活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費など、費用弁償程度に支給されるものを除く）
- ・専ら自己の親族や知人に対する支援活動

↓

#### ⑤ ポイントシール発行記録票を管理する。

- ポイントシールと一緒に渡した「ポイントシール発行記録票」を記入してください。  
※社協から預かった枚数、ボランティアに渡した枚数について毎月、1か月単位で記入します。（シール枚数の出納帳を作成するイメージです）
- ポイントシール発行記録票は、翌年度4月、残ったポイントシールの社協への返却時に提出してください。

↓

#### ⑥ ポイント手帳及びポイント交換の取りまとめ等のお願い。

- ボランティア登録者に対し、新しいポイント手帳の発行、前年度のポイント手帳の回収及びKマネーへのポイント交換をさせていただきます。  
ポイント付与機関での取りまとめにご協力いただきますようお願い致します。

##### 【3月にお願いする事】

- 新年度版「地域支え愛ポイント手帳」及び「ポイント交換申出書」の配布  
（ボランティア登録者へ）

##### 【4月にお願いする事】

- 前年度版「地域支え愛ポイント手帳」及び「ポイント交換申出書」の交換時のとりまとめ
- 前年度「ポイントシール発行記録票」の提出と余剰ポイントシールの返却

#### 【ポイント付与機関としての活動をやめられる場合について】

- ポイント付与機関としての活動をやめられる等で登録抹消を希望される場合は「可児市地域支え愛ポイント制度ポイント付与機関辞退届」を提出してください。  
※申請窓口は市社会福祉協議会（可児市福祉センター内）です。